

令和5年度 指定管理者総合評価表(評価対象年度:令和4年度)

令和4年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について確認、検証した結果、下記のとおり評価しました。

施設名	津市まん中老人福祉センター
指定管理者	社会福祉法人 津市社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
施設の設置目的	高齢者の健康増進及び教養の向上等、地域の「憩いの場」や「生きがい活動の拠点」として、施設を提供することにより、高齢者福祉の増進を図る。
指定管理者の業務	・センターの使用の許可に関する業務 ・施設設備器具等の維持管理に関する業務 ・その他、市長が必要と認める業務
評価担当部課 (問い合わせ先)	健康福祉部高齢福祉課高齢福祉担当(電話059-229-3156)

評価は◎非常に良い、○良い、△やや悪い、×悪いの4段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	所長1名か事務補助員1名の体制により、常時職員が配置されており、適正な人員配置となっていた。	◎
	従事者の教育・研修	指定管理者が実施する内部研修に常に参加しているほか、研修内容及び関係機関からの情報等に関し、その都度関係者で周知徹底を図る等、従事者の資質向上に努めていた。	○
	関係法令の遵守	地方自治法及び老人福祉法の関係法令に基づき各種業務が行われており、関係法令は遵守されていた。	◎
	緊急時等の対応	複合施設(フロアー)の「消防・防災計画」に基づき定期的に防災訓練を行い、緊急時における避難等の的確な対応が行えるよう教育・指導がされているほか、フロアー内に設置されているAEDの取扱方法を習得し来客者の救急法の習得に努めるなど、適切な教育・指導がされていた。	◎
	備品等の管理	使用頻度等を踏まえ、定期的に点検・整備を行い、適正に管理されていた。	◎
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令その他関係法令、津市個人情報保護条例及び同条例施行規則並びに厚生労働省のガイドラインを遵守し適正に実施していた。	◎
	施設・設備の保守点検	施設・設備の保守点検については、施設全体の管理者が定期的実施しており、個別の設備(換気口、空調等)については、定期的に点検、清掃、交換等を行っており、適切に保守管理がされていた。	◎
	清掃業務	施設内清掃を毎日(全開館日)実施するとともに、設備器具のクリーニング清掃を定期的に行う等、清潔な環境整備に努めている。	○
	警備業務	警備業務については、複合施設全体の管理者において適切に実施されており、当該施設についても巡回警備や夜間・休館日の警備業務等が適正に行われていた。	◎

	環境への配慮	利用していない居室の消灯の徹底、紙使用量の削減及び適正な空調温度設定など、環境に配慮した取り組みが行われていた。	○
	報告書等の整理及び提出	毎月、利用状況をまとめ、定期的な報告が行われているほか、施設修繕、事故等の連絡など、必要な書類の整備及び報告等を適切に行っていた。	◎
運営状況について	利用状況	令和4年度 7,154人 利用状況については、コロナにより同時利用者数や利用時間の制限を設けていることから減少傾向にあるが、年間を通じて、多数の方に利用されている。	○
	利用者満足度の向上	利用者のニーズを把握し、運営内容の改善や施設環境の向上に努めているとともに、利用者による自主的な事業を支援し、利用者の満足度の向上に努めていた。	◎
	地域や関係団体との交流・連携	公的機関や福祉関係団体などが実施する各種事業の啓発に協力するなど、関係団体との連携に努めているとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉事業の実施にも協力して取り組んでいた。	○
	利用者の苦情、要望等の対応	受付窓口等で随時利用者からの意見等を受け付けており、寄せられた意見に対し、可能な限り業務改善に生かす等、適切な対応が取られていた。	○
	事業の実施状況	概ね計画どおり実施されていた。	○
自主事業について	自主事業の適切な実施	各種の大会・イベント(カラオケ大会、囲碁大会、健康教室等)の開催に取り組んでおり、概ね計画どおり事業が実施されていた。	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	労働関係法令を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮がされていた。	○
収支状況について	収支決算状況	当該施設の事業計画に基づき、適正な収支予算が立てられていた。	○

【総合評価】 ※適正な管理運営を行ってきたかを記入する

当該施設における実施事業については、高齢者の健康増進及び教養の向上等を目的とした各種業務が実施されており、コロナ禍前の水準を下回っているものの、多数の高齢者の方々に利用されている。

当該施設の運営管理については、指定管理者の持つノウハウを活用した事業を取り入れる等、サービスの向上に向けた事業に取り組む等、適切な業務運営が図られている。

維持管理業務については、複合施設全体の維持管理を行っている管理者による施設・設備等の保守点検結果等を十分に把握するとともに、個別の設備等についても、定期的な保守管理を行っており、適切な維持管理業務が行われている。備品等の管理についても、各機具等の使用状況等を踏まえ、衛生面やコロナ禍といった状況の変化も考慮の上、定期的に点検整備が行われている。

また、高齢者が多く利用する施設であることから、利用者の安全確保に細心の注意をはらう等、適切に維持管理業務が行われており、施設管理の責務を十分に果たしていると考ええる。

【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善(向上)に向けた考え方】

平成24年11月開設の比較的新しい施設であるものの、今後においても安全な業務実施が継続できるよう、適切な維持管理に努めるよう協議するとともに、コロナ禍においても利用者の利便性が著しく低下しないよう、必要に応じ運用方法等を検討するよう協議を行った。